# 離島における固定価格買取制度終了後の取扱いについて (対象地域:礼文島、利尻島、天売島、焼尻島、奥尻島)

#### 1. 固定価格買取制度にもとづく買取期間の満了について

FIT制度による買取期間は、ご契約内容に応じて、2019 年 11 月以降、順次終了を迎えます。

買取期間終了後の電気は、以下のような選択肢によりご活用いただけます。

- ■選択肢①:蓄電池の設置や電気自動車、エコキュートと組み合わせた自家消費
- ■選択肢②:お客さまご自身で選択された売電先(小売電気事業者等)への売電

なお、選択肢の詳細や買取を行う事業者の情報は、資源エネルギー庁のウェブサイト 等で紹介されています。

# <資源エネルギー庁ウェブサイト「どうする?ソーラー」>

https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving\_and\_new/saiene/solar-2019after

(資源エネルギー庁ウェブサイトは、【どうする?ソーラー 】でご検索いただけます。) 【お問合せ窓口】0570-057-333(受付時間 平日9:00~18:00 土日祝日・年末 年始除く)

### 2. 買取期間満了のお知らせについて

買取期間が満了するお客さまには、満了の半年から4ヶ月程度前に、郵送により「再生可能エネルギー電気の固定価格買取制度にもとづく買取期間満了のご案内」(買取期間満了のご案内)をお届けします。

### 3. 買取期間終了に伴うお手続きについて

(1) 当社以外への売電をご希望される場合

新たな売電先をお選びいただき、新たにご契約される売電先が指定する申込方法に 従って、売電先の変更をお申込みください。

# (2) 引き続き当社への売電をご希望される場合

当社へのお申込み等のお手続は不要です。FIT 制度による買取期間終了後は、当社が定める新たな買取条件で、当社が継続して買取いたします。買取条件は「4. 当社の新しい買取条件について」をご覧ください。

### 4. 当社の新しい買取条件について

FIT 制度による買取期間終了後の電気について、当社が買取させていただく場合の買取価格は以下のとおりです。

買取価格

8.00円/kWh(稅込•消費稅率 10%)

- ・受給契約における非化石価値等は当社へ帰属いたします。
- ・買取価格は見直す可能性がございます。見直す場合は、当社ホームページ等でお知らせいたします。
- ・買取期間終了後、売電先を当社以外に変更される場合、変更に伴う違約金は発生しません。

- ・対象地域は、礼文島、利尻島、天売島、焼尻島および奥尻島となります。
- ・その他の条件については、当社が定め・公表する「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱(契約要綱)」\*\*1および「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」\*\*2等を適用いたします
  - ※1「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給に関する契約要綱」の掲載先

 $\label{eq:url} \begin{tabular}{ll} URL: $\underline{$https://www.hepco.co.jp/network/renewable\_energy/fixedprice\_purchase/outline\_unitprice\_sp. html} \end{tabular}$ 

※2「発電設備等の系統連系に関する契約要綱〔低圧〕」の掲載先

URL: https://www.hepco.co.jp/network/con\_service/stipulation/consignment.html

### 5. お問合せ先

発電設備を設置する住所を管轄する支店・ネットワークセンターのお客さまサービスグループとなります。

<お近くのほくでんネットワーク検索>

 $\label{eq:url:https://www.hepco.co.jp/network/corporate/company/branch/search/index. html \\$ 

以上